

新婚世帯・パートナーシップ宣誓世帯の新生活を応援

さがみはらでくらすそう



引越費用の補助

最大 **15** 万円

結婚新生活 移住定住支援事業

受付期間：令和6年6月3日（月）から
令和7年3月31日（月）まで

※予算に達し次第、受付を終了いたします。

※申請方法や必要書類など、詳しくはホームページまたは住宅課までお問合せください。

お問合せ先 **住宅課** 午前8時30分～午後5時15分
TEL042-769-9817



結婚新生活・移住定住支援事業

相模原市は新婚世帯やパートナーシップ宣誓世帯の新生活を応援します。

1 補助対象

主な補助対象要件は次のとおりとなります。詳しい対象要件については市HPをご確認ください。

- 令和6年1月1日から令和7年3月31日の期間に婚姻届を提出し、
受理された夫婦又はパートナーシップ宣誓をした世帯
- 夫婦等の双方の年齢が39歳以下（婚姻届等が受理された時点）
- 夫婦等の合計所得が500万円未満
- 引越先が居住誘導区域又は中山間地域の災害ハザードを除いた区域にある住宅
- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに引越代を支払っていること など

▼市HP



2 補助金額

令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間に引越業者又は運送業者へ支払った費用を補助します。ただし、次の場合は補助金の対象外となります。

- 不要品の処分費用
- 友人などに依頼して引越した場合に要した費用
- レンタカーを借りて引越をした場合 など

最大

15万円

予算に達し次第、
受付を終了します。

3 補助の流れ

補助の流れについては次のとおりとなります。

01

02

03

補助金の申請

引越に係る領収書などの必要書類を用意し、申請を行ってください。

書類審査

書類審査は1か月程度になります。

補助金の請求

振込先口座が確認できる書類などの必要書類を用意し、請求を行ってください。